

北大阪基署発 1124 第 1 号
令和 2 年 11 月 24 日

公益社団法人 大阪労働基準連合会
北大阪労働基準協会支部
支部長 柚友 一紀 殿

北大阪労働基準監督署長



トラックの逸走等による労働災害防止について（要請）

平素は、労働行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、北大阪労働基準監督署管内における死亡災害は、令和元年は 4 人でしたが、本年に入り同災害の増加傾向が続いており、11 月 10 日現在 6 人の尊い命が失われるという危機的な状況にあります。

特に本年 10 月には、トラック等の車両の逸走等が原因となる死亡災害が下記のとおり 2 件連続で発生しています。

つきましては、トラック等の車両の逸走等による同種災害を防止するため、貴団体会員の事業場及び労働者に対して、別添リーフレットをご参考に周知をしていただきますよう、要請いたします。

記

《災害の概要》（事故の詳細については調査中）

事例 1

令和 2 年 10 月 23 日、被災者は 10 t トラックに乗り配送業務に従事していた際に、休憩のためコンビニエンスストアに立ち寄り、トラックを停車後に降車して店内に向かって歩いていたところ、トラックが店舗方向に逸走したため、車両の前方から止めようとしたが止まらず、店舗の看板が取り付けられた柱と車両の前部に挟まれた。トラックのギアはニュートラルに入っており、パーキングブレーキは掛かっていなかった。

事例 2

令和 2 年 10 月 27 日、路上で故障したトラックを牽引するための準備作業中、故障したトラックが動き出し、レッカー車との間で作業していた被災者が頭部を挟まれた。災害発生時、故障したトラックのパーキングブレーキは掛かっておらず、また、輪止め等の逸走防止対策も講じられていなかった。